

「水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用抗菌剤の取扱いについて」の運用について

【新】	【旧】
<p>「水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用抗菌剤の取扱いについて」の運用について</p> <p>(略)</p> <p>附則 この通知は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 この通知は、令和元年 12 月 16 日から施行する。</p> <p>附則 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この通知は、令和 5 年 12 月 21 日から施行する。</u></p>	<p>「水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用抗菌剤の取扱いについて」の運用について</p> <p>(略)</p> <p>附則 この通知は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 この通知は、令和元年 12 月 16 日から施行する。</p> <p>附則 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>「水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用抗菌剤の取扱いについて」の運用について</p> <p>第 1 申請書の提出 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 内水面に関するもの 高知県内水面漁業センター 〒782-0016 香美市土佐山田町山田 687-4 電話：0887-52-4231</p>	<p>「水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用抗菌剤の取扱いについて」の運用について</p> <p>第 1 申請書の提出 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 内水面に関するもの 高知県内水面漁業センター 〒782-0016 香美市土佐山田町高川原 687-4 電話：0887-52-4231</p>